

F Cみたけ規約

■ 第1章 総則

第1条（名称）

本クラブは、F Cみたけ（以下、本クラブという）と称する。

第2条（所在）

本クラブの事務局は代表の指定する場所とする。

第3条（構成）

未就学児・小学生及びそれぞれの保護者、ならびに外部指導者、OB/OG コーチで構成する。

第4条（目的）

サッカーを通じて地域の少年、少女の心身の健全な育成を図るとともに、地域サッカーの普及に努力する。

第5条（場所）

みたけ台小学校、鉄小学校、みたけ台中学校グラウンド、他にて活動する。

第6条（活動内容）

- ・ 土曜日及び日曜日を中心とした週2回の通常練習活動。
- ・ 区・市・県主催の各種大会等への参加。
- ・ 運営に必要な審判、指導者資格取得講習会等への参加。
- ・ 合宿、その他必要と認められる活動。

■ 第2章 会員

第7条（会員）

本クラブの会員は未就学児から小学生までの児童とする。

第8条（入会、及び入会資格）

本クラブに入会する者は保護者の同意を得て定められた所定の入会届を提出する。

第9条（遵守事項）

本クラブの会員、及びその保護者は本規約を遵守すると共にグランド等の諸規則に従うこと。本クラブの方針および各コーチの指示に従うこととし、練習方法や選手起用等「サッカーの指導」については、総監督、監督もしくは指名されたコーチに一任することとする。

第 10 条（退会）

本クラブからの退会は会員、及びその保護者の任意とし、本クラブは申し出を拒否しない。退会する場合は、所定の用紙で退会届を提出する。既納の会費は、会員が退会した月まで徴収し、残金は返還する。

第 11 条（会員資格の喪失）

本クラブは、会員、及びその保護者に以下のような理由・事象が発生した場合、役員会で協議の上、その判断により資格を喪失させる。既納の月会費は、会員が会員資格を喪失した月まで徴収し、残金は返還する。

- ・ やむを得ない事情なく会費等を滞納した場合
- ・ 本クラブの目的遂行に非協力的である場合
- ・ 本クラブの名誉、信用を著しく損なう言動がある場合
- ・ 本クラブの目的や規約等に反し、会員、及びその保護者としてふさわしくないと役員会が判断した場合
- ・ 本クラブやカテゴリ代表の同意なく、外部機関や組織へクラブ情報を流出させた場合
- ・ 本人の同意なく、個人情報を流出させる等、社会通念上のコンプライアンス違反があった場合

第 12 条（休会）

怪我もしくは本クラブが認めた理由により、1ヶ月以上休会する場合には、所定の休会届を提出することで休会中の会費を免除する。既納の月会費は休会月分に限り返還する。休会、あるいは休会から復帰する場合は速やかにマネージャーを通じて定例会等で報告する。

第 13 条（経費）

本クラブの経費は会費及び寄付金によりまかなう（合宿経費等は別途徴収とする）。

第 14 条（会費）

運営・各種活動のため、会費を徴収する。未就学児は入会金、月会費ともに支払いを免除する。

小学生：入会金 1,000 円 / 月会費 2,000 円

■ 第3章 役員

第 15 条（役員構成、職務）

役員は次のメンバーもって構成し、それぞれの職務を担当する。なお、役員の兼務は認める。

- ・ 代表（1名）：本クラブを代表し、運営を統括。役員会を招集する
- ・ 総監督（1名）：カテゴリ監督の任命権、拒否権を有し、本クラブの選手育成を統括
- ・ 事務局長（1名）：本クラブの運営に関わる事務を統括
- ・ 会計（1名）：本クラブの会計に関わる処理作業、報告
- ・ 青葉区協会担当（1名以上）：青葉区協会との渉外
- ・ 鉄小学校（くろがね倶楽部）・みたけ台中学校担当（1名）：学校担当者との渉外
- ・ みたけ台小学校、グラウンド・備品担当（1名）：学校担当者との渉外。学校外のグラウンド手配、備品購入・管理

- ・ 合宿・イベント担当（1-2名）：合宿・イベントに関する調整、準備
- ・ web・スケジュール担当（1名）：本クラブのwebサイトの更新、スケジュール作成
- ・ U6 代表/監督（1名）：未就学児童を対象としたチームの運営、指導
- ・ U8 代表（1名）：小学校1年、2年を対象としたチームの運営
- ・ U8 監督（1名）：小学校1年、2年を対象としたチームの指導
- ・ U8 マネージャー（1名）：小学校1年、2年を対象としたチームの各種調整業務
- ・ U8 サブマネージャー（1名）：U8 マネージャーのサポート業務
- ・ U10 代表（1名）：小学校3年、4年を対象としたチームの運営
- ・ U10 監督（1名）：小学校3年、4年を対象としたチームの指導
- ・ U10 マネージャー（1名）：小学校3年、4年を対象としたチームの各種調整業務
- ・ U10 サブマネージャー（1名）：U10 マネージャーのサポート業務
- ・ U12 代表（1名）：小学校5年、6年を対象としたチームの運営
- ・ U12 監督（1名）：小学校5年、6年を対象としたチームの指導
- ・ U12 マネージャー（1名）：小学校5年、6年を対象としたチームの各種調整業務
- ・ U12 サブマネージャー（1名）：U12 マネージャーのサポート業務

第16条（役員の任期）

役員の任期は1年とし、再選は制限を設けず、これを妨げない。なお、他役務との兼任に制限を設けず、これを妨げない。

第17条（役員の解任）

役員として相応しくない行為があったと認められた場合、役員会での承認をもって、当該役員を解任する。

■ 第4章 会議

第18条（役員会）

役員会は必要に応じて役員からの要請があった際、代表がこれを召集し開催する。役員会の2分の1以上の出席により成立とする（委任を含む）。次の業務を執行する。

- ・ 本クラブの運営上必要な計画、事案の協議、承認
- ・ 本クラブの構成員に関する協議、承認
- ・ その他

第19条（総会）

総会は役員、及び会員の保護者により構成し、年度末の3月に開催する。役員及び会員の保護者2分の1以上の出席により成立とする（委任を含む）。ただし、会費を免除している未就学児の保護者は除く。次の業務を執行する。

- ・ 旧年度活動報告、会計報告
- ・ 新年度予算、活動計画、活動方針に関する協議、承認
- ・ 新年度役員体制の承認

- ・ その他

第 20 条（定例会）

定例会は役員で構成し、月 1 回を目途に開催する。次の業務を執行する。

- ・ 各カテゴリの活動状況報告
- ・ 部員メンバー変更報告
- ・ 会計、備品購入報告
- ・ グラウンド等の活動場所の報告
- ・ その他、本クラブ運営に関わる情報交換等

■ 第 5 章 運営

第 21 条（運営者）

本クラブは会員の保護者、役員、外部指導者、OB/OG コーチでサッカーの指導、運営にあたる。

第 22 条（委嘱）

サッカー技術向上のため本クラブの責任において指導者を委嘱することができる。

第 23 条（保障保険、免責）

本クラブの会員、指導者、各担当の指導補助を行う者はスポーツ保険に加入することとする。ただし、未就学児の保険への加入は任意とする。活動中に生じた事故について保障はスポーツ保険までとし、本クラブは責任を負わない。（詳しくは公益財団法人スポーツ安全協会HP 参照）

入会前の体験時等の保障は行わず、個人の責任とする。

第 24 条（写真、動画等の取り扱い）

本クラブの会員、及びその保護者は、活動の様子を撮影した写真、映像をホームページや SNS 等に使用することに同意する。また、SNS 等へ活動内容を写真や映像を投稿する場合は、事前に代表もしくはカテゴリ代表の許可を得ることとする。

第 25 条（活動の休止、閉鎖）

本クラブは天災地変、社会情勢の変化、その他本クラブの継続が困難となる事由が生じたときは無条件に活動を休止、もしくは閉鎖することができる。

■ 第 6 章 会計

第 26 条（会計年度）

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 27 条（予算と決算）

事業計画に基づき、総会において予算を決定し、年度終了後に決算する。

■ 第 7 章 付則

第 28 条（規約の変更）

本規約は役員の 3 分の 2 以上の承認をもって、隨時変更できるものとする。規約を変更した場合は H P での告知等を行い周知する。会員、及びその保護者は、変更内容の周知後に活動に参加することで、本規約および変更内容を承認したものとみなされる。

第 29 条（細則）

規約に定められていない用件に関しては役員会で協議して決定する。

本規約は、2024 年 4 月から施行する。

制定 2019 年 3 月

改定 2021 年 12 月

改定 2024 年 4 月